

○住居確保給付金の求職活動等要件整理表

2022.4.26時点

※変更点は下線部

【必要とされる求職活動要件】

- ① (申請時等) 公共職業安定所での求職申込み
- ② 自立相談支援機関への相談 (月1回以上) ※注1
- ③ 公共職業安定所での職業相談 (月1回) ※注2
- ④ 企業等への応募 (月1回) ※注3
- ⑤ プランに沿った活動 (家計相談、自営業者向けセミナー等への参加など)

受給月数	受給者の状態	必要とされる求職活動要件				
		①	②	③	④	⑤
1～9か月目	離職・廃業 (則第3条第1号)	必須	必須	必須	必須	任意
	休業等 (則第3条第2号)	任意	必須	任意	任意	必須
10～12か月目 (再々延長中)	全 員	必須	必須	必須	必須	任意
再支給 (本則・特例)	離職・廃業 (則第3条第1号)	必須	必須	必須	必須	任意
	休業等 (則第3条第2号)	任意	必須	任意	任意	必須

※注1 現状の自立相談支援機関の状況を踏まえ、原則の月4回を緩和している

※注2 今般の物価高等に対応する経済対策の趣旨を踏まえ、生活不安の解消等に資するための措置として、原則月2回を緩和している

※注3 今般の物価高等に対応する経済対策の趣旨を踏まえ、生活不安の解消等に資するための措置として、原則週1回を緩和している